

川議発第22号
令和3年5月25日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 前原 博孝 様
同 江袋 正敬 様

川口市議会議長 関 裕通



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和2年11月27日執行の議会事務局定期監査結果における指摘事項について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

1 出納事務について

出納事務の執行において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

川口市会計事務規則の別表第1（第3条関係）出納員の届け出をし、令和3年4月1日から議会総務課長が出納員になり、適正な事務の執行管理体制を整えました。

2 政務活動費交付金について

政務活動費の交付等において、添付書類から政務活動内容の適正性が判断できないもの、添付書類に不備があるもの、政務活動報告書（個表）の記載が不十分なもの等が見受けられたので、川口市議会政務活動費の交付に関する条例等に基づき、添付書類等の確認を適切に実施されたい。

講じた措置の内容

政務活動内容の適正性に関わり、議員に対しては、「政務活動費の手引」



き」に基づく適正な使途について再度周知を図るとともに、適正性が十分に確保できない使途に関しては、事前に経理責任者や事務局職員と協議するよう、徹底してまいります。事務局においては、「政務活動費の手引き」の理解をより深め、議員からの相談や、確認時に適正性が判断できないものがあった際には、複数の職員間で判例等を確認するなど、更なる使途の透明性の確保に努めてまいります。

また、添付書類等の確認に関わり、議員に対しては、経理責任者事務打合せ会において、「政務活動費の手引き」に基づき、添付書類及び政務活動報告書（個表）等が適正なものとなるよう再確認するとともに、適宜、周知徹底してまいります。事務局においては、手引きには示されていない具体的な取り扱いを取りまとめた運用マニュアル等を新たに作成し、事務の統一化を図るとともに、関係書類は複数人で確認するなどチェック体制の強化を図り、更なる適正な執行に努めてまいります。